

- 改造は火災・感電・ケガの恐れがありますので、絶対にしないでください。
- 分解・修理は火災・感電・ケガの恐れがありますので、修理技術者以外の人は修理をしないでください。修理はお買い上げの販売店にご連絡ください。
- 使用中に、回転停止・異常音・振動・異臭等が発生した時は、直ちに使用をやめスイッチを切り、差し込みプラグをコンセントから抜いてください。
- 運転中は本機に近づかず、ネクタイ・手袋・カーテン等が巻き込まれないように注意してください。特に小さなお子様はご注意ください。
- 清掃・点検の時はスイッチを切り、差し込みプラグをコンセントから抜いてください。濡れた手でコンセントの抜き差しは感電の恐れがありますのでしないでください。
- 差し込みプラグの刃および、刃の取付面に付着したほこりは、火災の恐れとなりますので、きれいに拭き取ってください。
- 製品には、水や、洗剤等をかけたり、吹き付けたりすると漏電による、火災、感電の恐れがありますのでしないでください。
- 配線工事は、有資格者が電気設備技術基準や内線規定に従って、確実、安全に行ってください。
- 直接油煙を吸い込まない位置に据え付けてください。油分などが付着するとプラスチック部分に亀裂が生じるおそれがあります。

⚠️【エアーカーテン】ご使用上の注意

- 設置面の強度を確認してから設置してください。弱い設置面に取付けると落下事故や振動の原因になります。
- 屋外の雨水のかかる場所や直射日光下・高温多湿の場所・腐食性のガスが発生する場所には設置をしないでください。また、火気には近づけないでください。絶縁劣化による感電、漏電、火災、故障の恐れがあります。
- 床面から2.3m以上の高さの場所に設置してください。
- エアーカーテンを使用する場合、出入口をエアーカーテンで遮断しますので室内は必ず換気を行ってください。
- 本体を取り付けた後は、必ず正常な運転ができるか、また本体の取付けが確実に振動・異常音がないか確認してください。

⚠️【特殊スポットクーラー・除湿機】ご使用上の注意

- 本機は、各商品指定の使用環境温度範囲内でお使いください。使用環境温度以下でご使用になられると、冷風が結露し、本体破損の原因となります。(使用環境温度は各商品のアイコンをご参照ください。)
- フィルターのお掃除はこまめに行ってください。フィルターが汚れていると本体内部が結露し、故障の原因となります。
- 濡れた手で差し込みプラグやスイッチ、配線等に触れないでください。
- 水をかけないでください。
- 配線工事は、有資格者が電気設備技術基準や内線規定に従って、確実、安全に行ってください。
- アースは必ず取り付けてください。
- 灯油・ガソリン・シンナーなど引火性のものや、爆発の恐れのあるものの近くでは使用しないでください。
- アルミニウム・マグネシウム・チタン・亜鉛や化学物質・ガス・蒸気等の近くでは使用しないでください。
- 電圧は銘板の表示と一致しているか必ず確認してください。
- 火気に近づけないでください。
- 冷風ダクトや排熱ダクト、排熱口の中へ物を入れたり排熱口をふさがないでください。
- 補修、修理は純正部品を使用してください。
- 屋外・屋内での水のかかる場所では使用しないでください。
- 温度の高い(45℃以上)ところでは、使用や設置をしないでください。
- 換気が行えない場所では使用しないでください。
- 直接油煙を吸い込まない位置に据え付けてください。油分などが付着するとプラスチック部分に亀裂が生じたり、熱交換器が腐食するおそれがあります。
- 本機は、防水構造ではございません。水がかからないようご注意ください。
- 引火性、爆発の恐れのある化学物質等の近くでは使用しないでください。
- 横倒しにしないでください。

電源接続工事について

【単相200V・三相200V製品お買い求めに際して】

単相200V・三相200Vの製品には、電源コード・電源プラグが付いておりません。(一部、電源コードのみ付いている製品がありますので、各製品ページにてご確認ください。) 製品の使用環境に合わせてお買い求めが必要になります。また、電源の接続には電気工事が必要になりますので、必ず電気工事士の有資格者、認定を受けた電気工事店にご相談ください。工事に不備があると、感電・火災の原因になることがあります。

※三相200Vの電源については、業務用電源【三相200V(動力、低圧電力)】の契約が出来ることが条件となります。新規の設置時、動力の設備がない場合は、動力(三相200V)の電源工事が別途必要となります。既に動力(三相200V)の電源を契約してお使い頂いている場合でも、契約の変更等が伴う場合がありますのでお買い求めの前にご確認ください。

フロン排出抑制法への対応について

製品ご使用時の簡易点検について

下記対象製品は、フロンガスが使用されています。フロン排出抑制法第一種特定製品(冷媒としてフロン類が充填されている業務用空調機器)により、管理者(所有者)またはユーザーによる3ヶ月に1回以上の簡易点検を行う必要があります。検査内容は、目視検査となり、熱交換器及び配管部分の異常音や振動、油にじみ、腐食、サビ、傷、霜付きなどとなります。

※詳しくは取扱説明書と同梱しております「フロン排出抑制法チェックシート」を参照してください。

【対象製品】特殊スポットクーラー／除湿機

製品の廃棄について

改正フロン排出抑制法が2020年4月1日に施行

業務用空調機、除湿機等にはフロンガスが含まれております。フロンの大気放出は禁止されており、放出した場合はフロン排出抑制法の罰則対象となります。これらの機器を処分するには、フロンガス回収業者によるフロンガスの回収が必要となります。所有者様により直接専門の回収業者(登録事業者)に委託し、適切に処理して頂きますようお願いいたします。登録事業者様に関しましては、各地方自治体の窓口へご確認をお願い致します。

【対象製品】特殊スポットクーラー／除湿機